

「アーチ友の会」規約

第1条：名称

本会を「アーチ友の会」と呼ぶ。

第2条：目的

この会員制度は、アーチ・エンタテインメントが主催する公演を身近に親しんで頂き、様々なジャンルの公演を幅広く楽しんで頂くことを目的とします。

第3条：運営

本会の管理・運営は株式会社アーチ・エンタテインメントです。

第4条：会員

本会員規約において「会員」とは、本会員規約を承諾のうえ本会が定めた方法にて入会金および年会費を納入し、かつ本会が承認した個人とします。ただし、本会の判断により承認後であっても第8条を満たさない場合は、承認を取り消すことができます。

第5条：会員規約の改訂

本会は、本会員規約を予告なく改訂することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第6条：入会金、年会費、期限

1. 入会金は5,000円(税込)とし、新規に入会する場合のみ支払う必要があります。
2. 年会費は5,000円(税込)とし、1年分を前払いする必要があります。
3. 会員有効期限は、2018年4月1日～2019年3月末日とします。
この期間の満了により会員期限を終了し、会員は自動退会となります。
4. 入会後はいかなる理由においても入会金および年会費の払い戻し等は一切行なわないものとします。

第7条：継続手続き

1. 会員資格の継続を希望する会員は、指定した期日までに、次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金を確認され次第、有効期間が翌年度も延長されるものとします。
2. 継続手続きを行わず継続期間を経過した後に再度本会への入会を希望する場合は新規入会手続きが必要となり、新しい会員番号が発行されます。

第8条：会員条件

1. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽・誤記・漏れがないこと
2. 法人ではなく、個人であること
3. 同一個人で複数の会員登録をしていないこと
4. 過去に規約違反等により、本会の会員資格を取消されていないこと
5. 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと
6. 当ファンクラブが必要と判断した場合には、求めに応じ身分証明書またはその写しを提示すること
7. 日本国内に連絡先、または発送物の受取先があること。発送物は日本国内の受取先に送付します
8. インターネットを利用しない場合は、会員特典の一部またはサービスに関する十分な案内を受け取れないこと等に同意すること

第9条：会員証の発行、再発行

1. 入会承認後、本会は会員に会員証を発行します。会員証の発行をもって入会手続きの完了とします。
2. 会員証は、第三者に譲渡または貸与することはできません。
3. 会員証は、本会イベント参加時に、呈示が必須となります。
4. 会員証の紛失または盗難の際には、直ちに本会運営に連絡することとします。
5. 会員証を紛失した際には、本会が別途定める方法で所定の再発行手数料を支払うことにより再発行するものとします。

第10条：会員の特典

1. 会員証の発行
2. 公演のチケット先行予約
3. チケット割引購入（1会員1公演につき1枚まで。割引率は公演・席種毎に異なります。）
4. 公演当日の本会専用サイン会などのイベントを予定
5. 公演情報メールマガジン・公演などのご案内（不定期）
6. その他、会の趣旨に沿ったイベントなど

第11条：アーチ・チケットへの登録

新規会員は自身でアーチ・チケットのサイト (<https://yyk1.ka-ruku.com/arch-ent-t/>) から登録の手続きを行うことにより、先行予約・チケット割引購入・メールマガジンを受信できるものとします。

既にアーチ・チケットサイトの登録を完了している場合は、現在ご利用のID・パスワードにて引き続きご利用が可能です。（会員番号は新規の会員番号をご利用下さい。）

第12条：禁止行為

会員は、以下に該当する行為を禁止し、本会は会員特典を一時停止および会員資格の抹消をすることができます。

1. 会員証の譲渡または貸与
2. チケットおよび会員特典グッズの転売行為（インターネットオークションへの出品、金券ショップやダフ屋等での売買を含む）
3. 本会から会員へ告知する全てのデータ、情報、文章、音源、映像、肖像、イラスト等を第三者に漏洩すること、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製・販売・出版・放送・配布などのために利用することや、営利を目的とした活動を行なうこと
4. アーティストのプライベートを侵害する行為、待ち伏せ、追っかけ等
5. 事務所他関連企業に連絡および面会の強要および業務に支障をきたす行為
6. 著作、会報、オリジナル商品の無断複製、転載および再配布する行為
7. 営業行為および宗教団体の布教・勧誘行為、または政治団体の宣伝行為
8. 手段を問わず、本会の運営を妨害した場合
9. 法令、会員規約、道徳、慣習に反する行為
10. その他に本会が不適切だと判断し、禁止したことを行なう行為

第13条：途中退会

会員が本会を自己都合により途中退会する場合は、本会が定めた方法にて届け出るものとします。ただし、入会金および年会費の払い戻し等は一切行わないものとします。自主退会を1度でも行った場合、再入会できないものとする。

第14条：個人情報の扱いについて

本会員の個人情報の取り扱いは、各関係法令に従い運営することとします。

附 則

1. 会員規約制定 2018年1月26日
2. 改正 2018年2月14日